

令和5年第2回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和5年1月26日（木）10時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：石橋正信

委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：福田教育次長、深堀理事

中尾総務部長、江崎教育環境部長、齊藤教育支援部長、木下指導部長
早川総務課長、大塚放課後こども育成課長、堀尾用地・建替計画課長、
吉安通学区区域課長、大坪健康教育課長、永田教育ICT推進課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第1号 教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した
行政の推進に関する条例施行規則案

付議案第2号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

付議案第3号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

(2) 臨時代理報告事項

なし

(3) 協議・報告事項

協議・報告ア 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

協議・報告イ 議会の議決を経るべき議案に関することについて

協議・報告ウ 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例施行規則の一
部を改正する規則案

協議・報告エ 元岡地区新設中学校用地造成工事（その3）請負契約の締結に
ついて

5 開会

教育長開会を宣告 10時00分

付議案第2号及び第3号並びに協議・報告イは議会の議決を経るべき議案に關
する案件のため、協議・報告アは訴訟に関する案件のため、協議・報告ウは意思形成

過程の案件のため、協議・報告は議会に報告する案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼付議案第1号 教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則案

永田課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- この規則の対象となる手続きは、件数的にどのくらいを想定しているのか。件数を想定するのは難しいかもしれないが、例えば、書面等とする場合に10の力が必要だとすると、だいたいこれくらいは楽になる、簡素化できるのではないかと聞いたことは想定できるか。

(永田課長)

- 教育委員会が管理する施設の利用は、今までは市役所、区役所に来ていただいていた。例えば、図書館でいうとカードを作る際に、図書館に行かなければならなかったものが、自宅や職場からできるようになるので、その点についてはかなり効率化されるものと考えている。

(石橋教育長)

- 直接この規則が効いてくる主な手続きとしては、就学援助などか。

(永田課長)

- 就学援助については、要領で運用しているため、既に電子申請についての定めがある。

(石橋教育長)

- 市民サービスの観点から、他にどういったものがあるか。

(永田課長)

- 体育館の利用といった、教育委員会が管理する施設の利用申請などを考えている。市長事務部局においても、いろいろなものがオンライン化されているところである。

(町委員)

- オンライン化には賛成であるが、先週韓国に行ったが、日本に帰ってくる際の電子手続きが、部署が分かれているせいか、連動されればわざわざ二回も入力しなくてよいのにとすることがあり、しかも時間がかかった。こういったことがないよう、是非、横の連携をとるなど対策をお願いしたい。

(徳成委員)

○ 学校教育現場における、学校事務に関することや、保護者の手続に関すること等の関連はあるか。

(永田課長)

○ 今回については、図書の貸出におけるオンライン化を念頭においている。学校の手続についてはこれから考えていく。例えば、指定学校の変更などの手続きは、学校といろいろな対面で相談することも多いため、整理していく必要がある。

(町委員)

○ 書面による手続きとオンラインによる手続きとでどちらかが優先するということはあるか。

(永田課長)

○ ない。

▼付議案第2号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

吉安課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第3号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

吉安課長より説明

《原案どおり可決》

7 臨時代理報告事項

なし

8 協議・報告事項

▼協議・報告ア 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

大坪課長より説明

▼協議・報告イ 議会の議決を経るべき議案に関することについて

大塚課長より説明

▼協議・報告ウ 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

大塚課長より説明

▼協議・報告エ 元岡地区新設中学校用地造成工事（その3）請負契約の締結について

堀尾課長より説明

9 閉会

教育長閉会を宣告 10時32分